

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業

(1) 質の高い医療の提供

イ 高度で専門的な医療への取り組み及び政策医療の適切な実施

高度で専門的な医療への取り組み、小児医療水準の向上に努めるとともに、県の政策医療を適切に実施する。

ロ クリニカルパスの活用

クリニカルパス（一定の疾病や疾患を持つ患者に対する入院指導、入院時オリエンテーション、検査、食事指導、安静度、理学療法、退院指導などが一連の流れとしてスケジュール表にまとめられたもの。それらが作成されることによって医療スタッフの情報の共有化や医療の安全性にもつながること。）の本格的な運用に向けた検討を行い、平成18年度中に8疾患450症例作成する。

ハ EBMの推進

EBMに関する情報を集積し、実践する。

ニ 退院サマリーの作成

退院サマリー（医師が、入院患者の治療経過を要約した文書として退院後に作成、入院カルテ及び外来カルテに同じものを編纂・保管し、外来、再来又は逆紹介（治療した患者を地域の医療機関に紹介する措置）時に活用して治療の継続性を確保する。）の退院2週間以内の作成率について、その向上を図る。

ホ 病診・病病連携の推進等

地域連携室の業務を充実するとともに、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に基づく地域医療支援病院の承認申請を行う。

また、紹介率（初診患者数に占める地域の医療機関からの紹介患者数の比率）は、80%以上を確保するとともに、逆紹介率（初診患者数に占める逆紹介患者数の比率）の向上を図る。

さらに、県外の医療機関との連携を図り、県外からの患者数の増加を図る。

へ 財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の認定

財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価の受審申し込みを行う。

(2) 患者・家族の視点に立った医療の提供

イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

患者や家族を対象に満足度調査を実施、その分析結果を基に、患者や家族に分かりやすい説明、より相談しやすい環境に関する課題を検討し、サービスの改善を行う。そのための組織を新たに設置するなど、体制を整備する。

また、インフォームドコンセント（医療側が診療や治療にあたって患者に、（イ）診断の結果に基づいた現在の病状、（ロ）治療に必要な検査の目的と内容、（ハ）治療の危険性、（ニ）成功の確率、（ホ）その治療以外の方法があればその方法、（ヘ）あらゆる治療を拒否した場合どうなるかを、正しく患者の分かる言葉で伝え、患者がそれを理解、納得、同意し、治療に参加すること。）の徹底を図る。

ロ セカンドオピニオンの実施

患者やその家族からセカンドオピニオン（患者本人の医療情報を得る過程で、診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。）の依頼があった場合、各診療科の専門医が適切に対応する。

八 患者の価値観の尊重

患者や家族からの意見・要望等について速やかに対応するとともに、患者や家族を対象に満足度調査を実施し、その分析結果を基に、課

題を検討し、サービスの改善を行う。

(3) 患者が安心できる医療の提供

イ 医療倫理の確立

カルテの開示を行う等の情報公開に積極的に取り組むとともに、患者のプライバシーの保護に関し、サービス内容を点検して必要な改善を行う。

また、すべての臨床研究及び治験について、「臨床研究に関する倫理指針（平成16年厚生労働省告示第459号）」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生労働省令第28号）」を遵守して実施するとともに、倫理委員会及び治験審査会の指摘事項を医療に適切に反映する。

ロ 医療安全対策の充実

リスクマネージャー（医療機関内での医療安全活動の推進リーダー）を中心に、インシデント（患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合、あるいは、患者には実施されたが、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合）事例の適正な分析を行い、改善方策を院内で共有するとともに、安全管理に関する研修を充実する。

また、院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立に積極的に取り組む。そのため、組織が横断的に活動できる体制を整備する。

八 救急医療の充実

周産期・小児医療の三次救急（入院治療を必要とする重症救急患者の医療を担当する二次救急医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、高度な医療を総合的に提供する救急体制）については、常時対応するとともに、仙台医療圏における小児医療の二次輪番制（二次救急医療体制の確保を目的とした「仙台市小児科病院群輪番制」）に参加、協力する。

また、救急医療の充実のため、医療従事者の研修等を行う。

さらに、今後の救急医療の在り方に関する検討を開始する。

2 成育支援事業

(1) 患児への支援

治療期間中の子どもが、普通の生活に近い生活を送ることができ、それによって社会性が育まれるよう、年齢に応じた遊びの機会を提供するとともに、良好な教育を受けられるよう学校側との連携に努める。

また、手術、検査、処置などに臨む子どもが、安心して主体的にそれらに臨めるよう医療部門と連携してプリパレイション（個々の子どもの発達に応じた言葉や方法を用い、その不安を軽減する心理的援助）を行う。

(2) 家族への支援

子どもと家族の社会的、経済的、心理的な問題の相談に乗り、解決のための助言、援助を行う。

(3) アメニティの向上

子どもの特性や心のケアに配慮した、院内装飾や交流空間づくりなど、アメニティ（環境の快適性）が豊かな療養環境の向上に努める。

(4) 地域の医療機関や保健・福祉機関等との連携

患児の早期退院の促進と、退院後に地域での生活を円滑に始められるよう、地域の医療機関や保健・福祉・教育機関との密接な連携に取り組む。

(5) ボランティア活動の受け入れ

患児や家族を支援するボランティアの積極的受け入れや協働等に努める。

3 臨床研究事業

(1) 臨床研究の推進

課題を選定し、具体的な臨床研究計画に基づき、臨床研究を推進する。

(2) 治験の推進

迅速で質の高い治験を実施する。

4 教育研修事業

(1) 質の高い医療従事者の養成

イ 質の高い臨床研修医やレジデントの養成

東北大学病院など他の臨床研修病院と連携し、臨床研修病院群としてローテイト研修を受け入れるとともに、独自の臨床プログラムを作成し、臨床研修医を3人以上受け入れる。

併せて、独自のレジデント（専門医を目指して教育病院で研修中の医師）研修プログラムを作成し、レジデントの募集を行い、レジデントの7人以上受け入れを目指す。

ロ 臨床研究支援体制の充実

質の高い医療従事者を養成するために、職員による臨床研究、看護研究を奨励するなど常に新しい技術と知識を習得するための機会を設ける。

特に、臨床経験が少ない看護師に対する院内の看護教育の充実に努める。

また、学会・研究会への参加並びに発表、論文の投稿を奨励する。

(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施

県内の周産期・小児医療従事者等を対象とした医学知識等についての研修会を企画し、地域の医療機関に対して参加を積極的に働きかける。

5 災害時等における活動

災害時に、迅速かつ適切な対応を図れるよう、災害医療に関する研修及び大地震や火災を想定した避難救済活動等の訓練を実施する。

また、防犯マニュアルを整備するとともに、訓練を実施するなど、防犯体制の徹底を図る。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

(1) 効率的・効果的な組織の構築

事務部に経営企画課を新設し、経営企画への取り組みを強化する。

(2) 職員の配置

各部門における職員の配置数については、各職員の職務と職責を考慮した適切なものとするとともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置とする。

(3) 職員の業績評価等の適切な実施

職員の業績評価等の人事評価制度の導入に着手する。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

診療報酬上の新たな基準等の取得や効率的・効果的な医療を通じての収益の増加や運営費用の削減を図り、収支改善に努める。

なお、収支改善が図られた場合は、その実績が評価される業績手当制度を導入する。

(1) 医療資源の有効活用

法人が有する人的・物的資源を有効に活用して、経営改善を図るため、以下の取り組みを実施する。

イ 病床の効率的な利用の推進

病床の管理体制を充実させ、入退院予定情報、空床情報等を集約して病床の効率的な利用を行う。

また、病診・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮及び新規患者数の増加を図る。

特に、病床稼働率については、患者数増加に向けた具体的な行動計画を策定、実行し、74.3%以上とすることを旨とする。

ロ 医療機器の効率的な利用の推進

医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図る。また、地域の医療従事者との共同利用について検討を開始する。

(2) 業務運営コストの節減等

イ 材料比率等

後発医薬品導入、同種・同効果の医薬品の整理、調達方法及び対象品目の見直しを図る。

また、月ごとに棚卸しを行い、在庫の適正化を図る。

ロ 人件費率等

適正な人員配置に努めるとともに、業務委託のコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、医業収益に占める人件費率と委託費率の合計した率について、抑制を図る。

八 修繕費

建物・設備等の日常管理に努め、修繕費の抑制を図る。

(3) 財務分析の実施

月次決算を行い、毎月の財務状況を把握するとともに、経営状況の分析を行う。

(4) 外部評価の活用等

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の評価結果等を業務改善に積極的に反映する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

平成18年度の経常収支比率を92%程度とする。

- 1 予算 別紙1
- 2 収支計画 別紙2
- 3 資金計画 別紙3

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 5億円
- 2 想定される理由

賞与の支給等を想定した、資金繰り資金の出費に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

平成18年度中の計画はない。

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)に充てる。

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 人事に関する計画

(1) 方針

良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。

また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

医療ニーズ等運営実態に対応した適正な人員配置に努める。

2 職員の就労環境の整備

職員の良好で快適な就労環境を整備、維持するとともに、職員の満足度調査を実施、その分析結果を基に、就労条件及び就労環境の改善に努める。

また、メンタルヘルスケアを実施する。

3 医療機器・施設整備に関する計画

経営状況等を勘案しつつ、医療機器・施設の整備を行う。

4 法人が負担する債務の償還

平成18年度の償還を約定どおり行う。